

社会福祉法人たかとり福祉会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人たかとり福祉会(以下、当法人という。)の役員及び評議員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事及び監事が当法人の理事会の出席につき、次に規定する報酬及び実費弁償費を上限に支払うことができる。ただし、理事長が出席した場合は、無報酬とする。

	報酬 (年額)	費用弁償 (年額)
理事会出席報酬等	30,000円	15,000円

2 評議員が評議員会に出席したときは、次により報酬及び実費弁償費を上限に支払うことができる。ただし、理事長が出席した場合は、無報酬とする。

	報酬 (年額)	費用弁償 (年額)
評議員会出席報酬等	10,000円	5,000円

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第4条 理事長が理事会及び評議員会以外の日において、当法人及び施設の運営のために行う業務につき、別表1の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 理事が、理事会以外の日において理事長の命を受けて当法人及び施設の運営のための業務にあたった場合、または評議員が、評議員会以外の日において理事長の命を受けて当法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 監事が理事会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

4 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(出張旅費)

第5条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、次により旅費等を支給することができる。

旅費	宿泊費 (日額)	日当 (日額)	その他
実費	13,300円	3,000円	実費

2 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。

3 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

(兼務役員)

第6条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

(月例支給及び年俸)

第7条 常勤の理事、及び監事（常勤役員）の年俸の額は、次の各号に掲げる月例支給額とする。

1. 理事 300,000円以内

附 則

この規程は、令和7年1月1日より適用する。

令和 6年 12月 18日改訂

この規程は、令和7年4月1日より適用する。

令和 7年 3月 28日改訂

別表 1

名 称	報 酬	実費弁償費	上限
理 事 長 業 務 報 酬 等 (月額)	100,000 円	0 円	1,200,000 円
理事及び評議員業務報酬等 (日額)	5,000 円	2,500 円	200,000 円
監 事 監 査 指 導 報 酬 等 (日額)	5,000 円	2,500 円	100,000 円